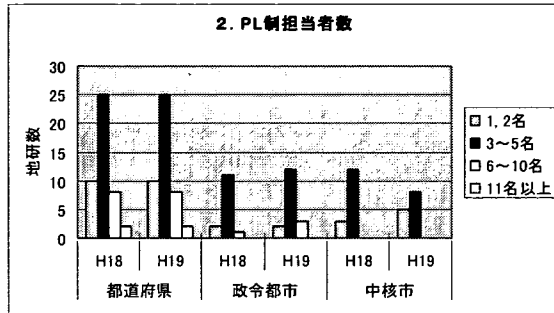
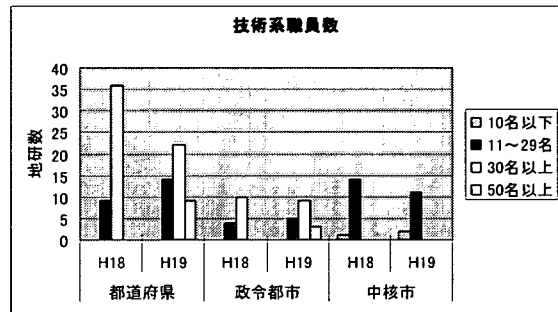


H18-H19比較表		45 宮崎県		46 鹿児島県		47 沖縄県		
都道府県		H18	H19	H18	H19	H18	H19	
		宮崎県衛生環境研究所		鹿児島県環境保健センター		沖縄県衛生環境研究所		
1	技術系職員数	10名以下	1					
		11～29名	2	2	2	2		
		30名以上	3				3	3
		50名以上	4					
2	PL制担当者数	1～2名	1		1	1	1	
		3～5名	2	2				
		6～10名	3					
		11名以上	4					
3	担当者経験年数	1年未満	1	1	2	1		
		2～4年	2	1	3	2	1	
		5～10年	3					1
		11年以上	4	1	1			1
		担当者数	計	3	6	2	2	1
4	担当部署	理化学部門	1	1	1	1	1	
		微生物部門	2					
		企画情報部門	3					
		その他	4					
5	予算について	費用増	1				1	
		備品費増	2	2	2	1	2	
		職員数増	3					
		その他	4					4
6	検査項目数	100以下	1					
		101～200	2				2	2
		201～300	3	3	3	3	3	
		301以上	4					
		その他	5					
7	PL制施行後の検査項目数の動向	増加	1	1	1	1	1	
		減少	2					
		不変	3					
		その他	4					
8	標準品保有数	100以下	1		1	1		
		101～300	2				2	2
		301～500	3	3	3			
		501以上	4					
9	保有数の動向(H18)	増加	1	1			1	
		減少	2					
		不変	3			3		
		その他	4					
		有効期限は(H19)	供給側提示	1			1	1
10	eopについては	自施設設定	2	2				
		廃化無し	3					
		安定な物延長	4					
		延長期間	5					
		全面取直し	1			1	1	
11	主要分析機器	一部取直し	2	2	2		2	
		取直し無し	3					
		その他	4					
		GC	1	2			3	2
		GC/MS	2	2	2	1	1	1
		LC/MS	3	1			1	
		GC/MS/MS	4					
12	分析の問題点	LC/MS/MS	5	1		1	1	
		HPLC	6	2		1	1	
		その他	7					
		機器不足	1			1	1	
		機器老朽化	2			2	2	
		費用不足	3			3	3	
13	分析法①	情報不足	4	4	4	4	4	
		標準品入手	5			5	5	
		その他	6					
		一斉分析法	1	1	1	1	1	
		個別法	2			2		
14	分析法②	独自法	3					
		上記併用	4					
		その他	5					
		GC Ⅰ	1					
		GC/MS Ⅰ	2	2	2	2	2	
		LC/MS Ⅰ	3	3	3			
		LC/MS Ⅱ	4					
		GC/MS Ⅱ	5			5		
15	1インジェクションあたり	HPLC Ⅰ	6			6	6	
		HPLC Ⅱ	7	7				
		その他	8					
		無回答						
		20以下	1					
16	添加回収率	20～50	2					
		51～100	3	3			3	
		101以上	4		4	4	4	
		その他	5					
		無回答						
17	同 頻度	GC/MS添加濃度				0.01	0.05	
		90～110	1					
		70～120	2	2		2	2	
		50～200	3					
18	分析不可能	その他	4	4				
		無回答	5					
		LC/MS/MS	6					
		追加回収率	7					
19	分析法の開発体制	種類毎	1			1	1	
		検査毎	2	2	2		2	
		年1回程	3					
		その他	4					
20	行政当局への要望	ある	1	1		1	1	
		ない	2	2		2	2	
		その他	3			3	3	
		具体例	4			4	4	
21	PL制の問題点	無回答						
		開発担当者	1					
		分析担当者	2	2	2		2	
		図に載る	3			3	3	
22	特に重点項目は	その他	4					
		予算の拡充	1			1	1	
		分析法確立	2	2	2	2	2	
		技術研修	3			3	3	
		その他	4					
23	標準品の備蓄(H19)	PR不徹底(H18)	1					
		基準値妥当性(H19)	2					
		一律基準値	3					
		戻取との適合性	4	4	3	4	4	
		その他	5					
24	レファレンスセンターの利用	地研間連携	1					
		教育研修	2	2	2	2	2	
		機器整備	3					
		試験法整備	4					
		その他	5			5:精度管理	4	
25	同 運営	国、業者で	1				1	
		レファレンスセンターで	2	2			2	
		自施設で	3					
		必要時購入	4			4		
26	ご意見・ご要望	その他	5					
		利用したい	1	1	1	1	1	
		利用しない	2					
		控えない	3					

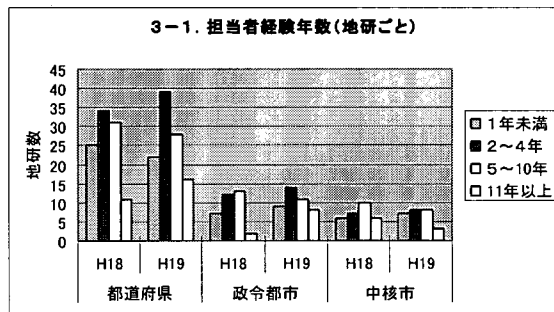
図 1 PL 制アンケート結果



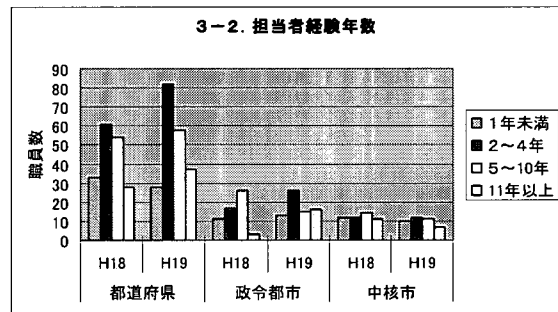
3~5名で農業等の検査を担当している地研が45地研(60.0%)と一番多い。H18同様、少人数でこれらの検査に当たっている地研が多く見られる。



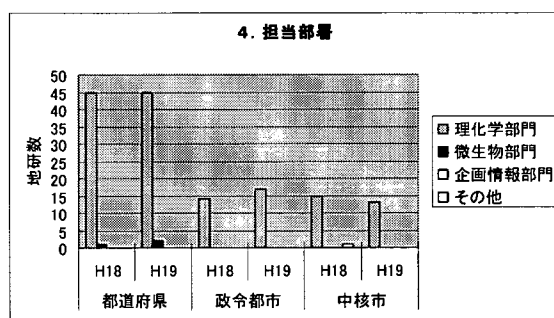
技術系職員数は11~29名が30地研(40.0%)とH18よりやや増加したのに対し、30名以上が43地研(57.4%)とH18の46地研に比べてやや減少した。



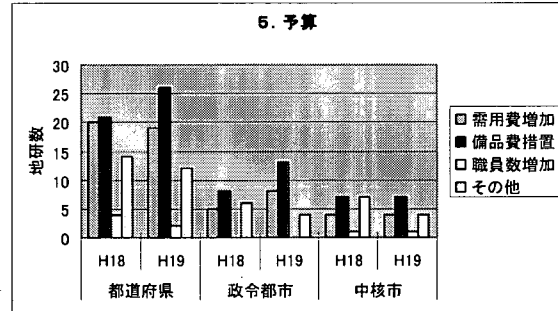
経験年数2~4年の担当者のいる地研が37.4%と最も多く、経験4年以下の担当者のみで分析する地研が17機関(22.7%)あった。



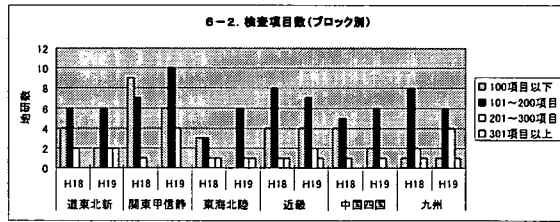
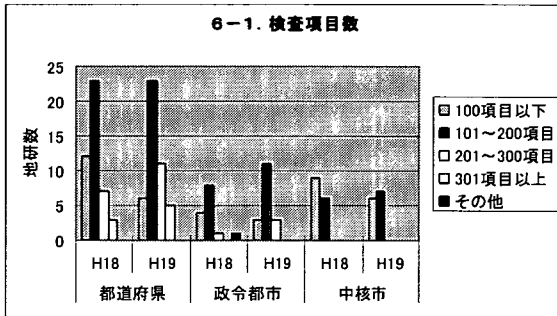
都道府県の地研では経験2~4年の担当者が増加しており、経験5~10年の職員とともに検査を支えている。政令都市、中核市では均衡化している。



担当部署はほとんどが理化学部門である。

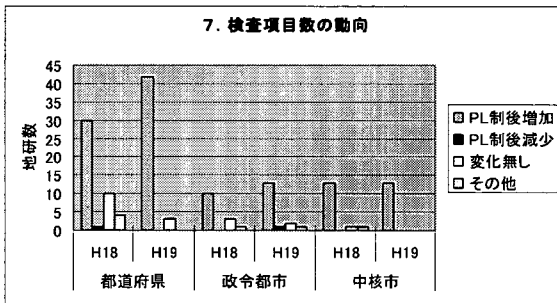


備品購入費のついた地研が46地研と、H18の36地研より増加した。PL制導入に対応して引き継ぎ何らかの予算措置がなされている地研が多い。

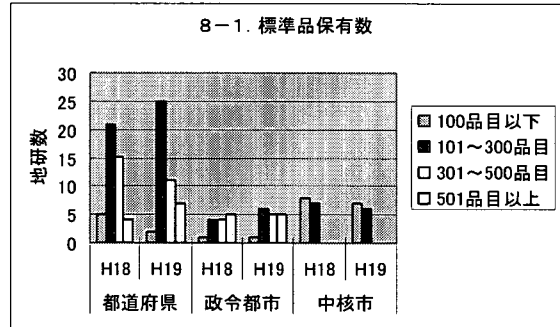


各ブロックとも101~200項目の地研が最も多くなった。

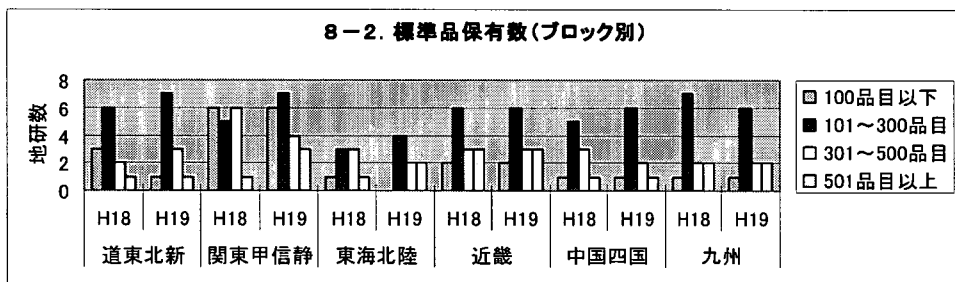
60地研(80.0%)が101品目以上実施しており、H18の49地研より増加した。



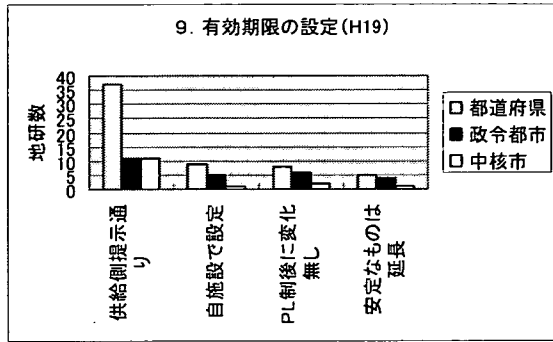
PL制施行後、検査数の増加したところは68地研(90.7%)であり、H18の53地研より増加した。大半の地研がPL制施行に対応している。



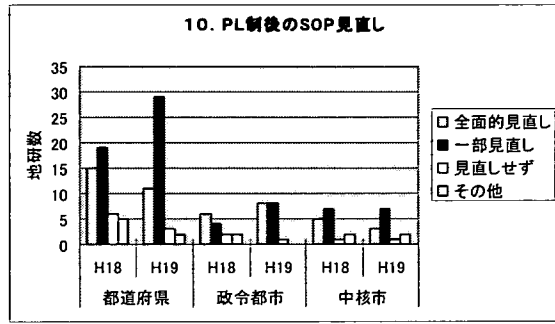
101~300品目保有する地研が最も多く、やや増加した。101~500品目程度保有している地研が53地研(70.7%)とH18の51地研とほぼ同数で多数を占めた。



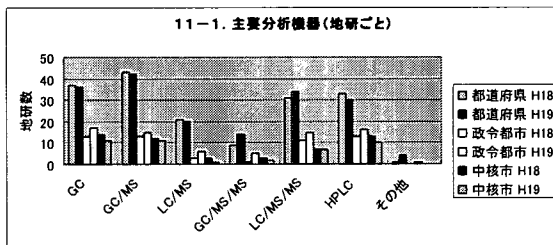
各ブロックとも101~300品目の地研が最も多くなった。



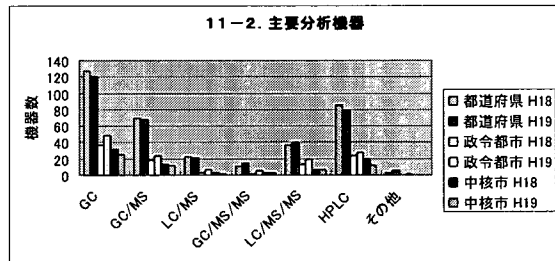
供給側の提示する期限を利用するところが59地研(78.7%)と多い。



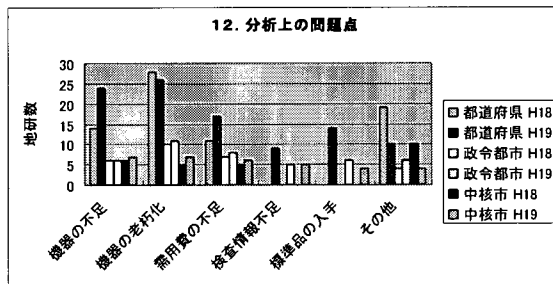
何らかの形でSOPを改訂した地研は66地研(88.0%)あり、PL制導入に際しSOPを見直している地研がH18の56地研よりさらに増加した。



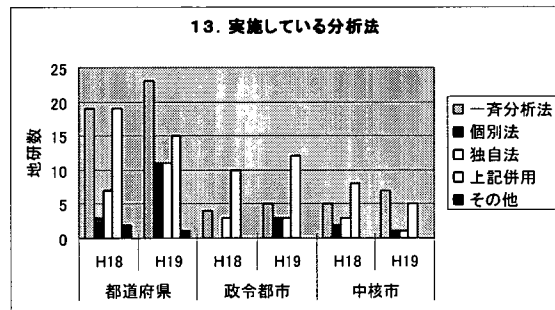
多く保有されている分析機器は、GC、GC/MS、HPLC、LC/MS/MSであった。GC/MS/MS、LC/MS/MSを保有する地研が増加傾向にある。



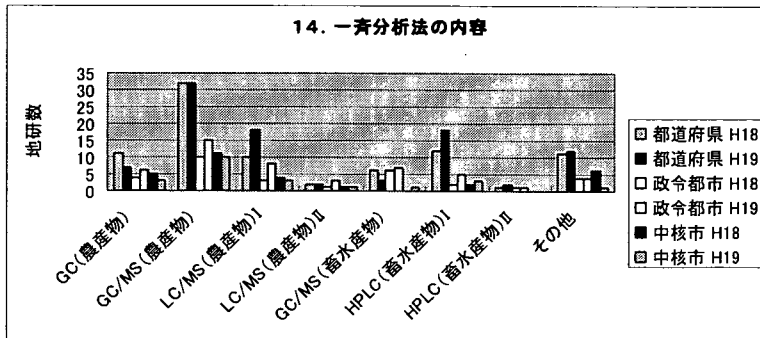
LC/MS/MSの保有台数が増加傾向にある。



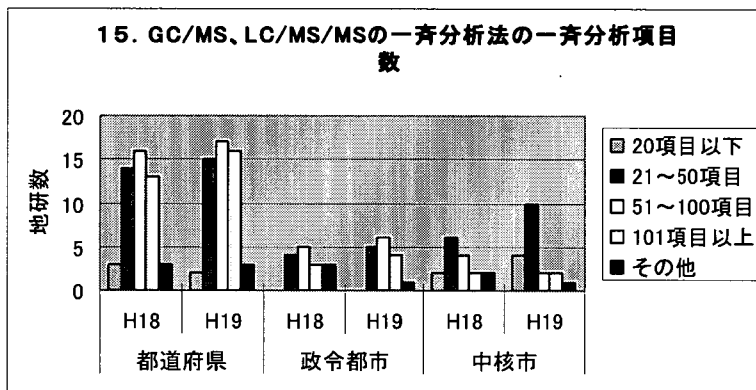
分析機器の老朽化44地研(58.7%)はH18とほぼ同数で多く、機器の不足37地研(49.3%)、需用費の不足31地研(41.3%)と機器・需用費の不足を挙げる地研は増加した。



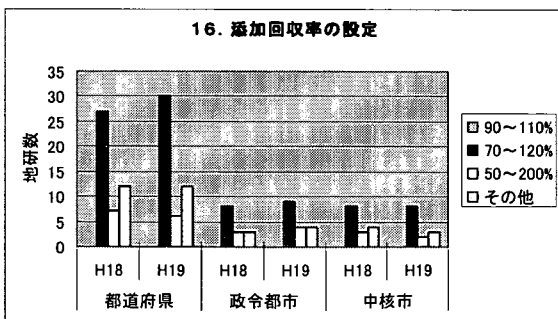
一斉分析法を使用しているところが35地研(46.7%)とH18より増加して最も多く、個別法で実施の地研も5地研から15地研に増加した。



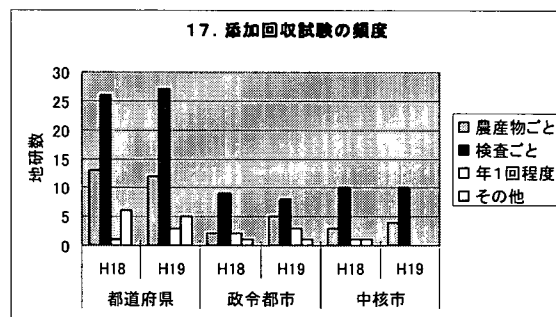
農作物ではGC/MS試験法がやや増加して57地研と最も多く、ついでLC/MS試験法が21地研から35地研へと大きく増加した。また畜水産物等ではHPLC試験法が29地研と増加した。



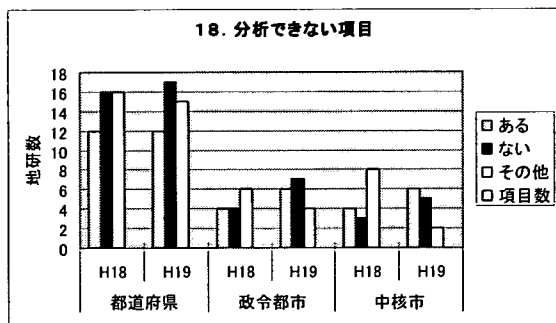
101項目以上実施している地研は22地研(29.3%)とやや増加し、20~100項目実施も55地研(73.3%)とやや増加した。



70~120%の範囲としているところが47地研(62.7%)と大半を占め、独自で範囲を決めている地研も19地研(25.3%)あった。



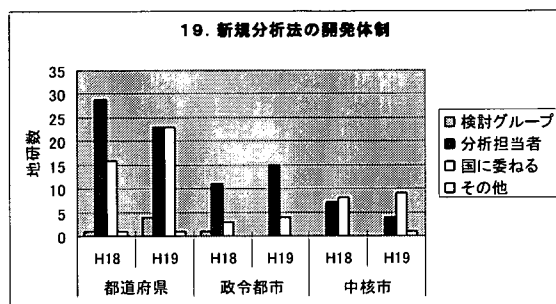
検査ごとに実施が一番多くH18並の45地研(60.0%)で行われており、また種類の異なることに実施の地研は21地研(28.0%)であった。



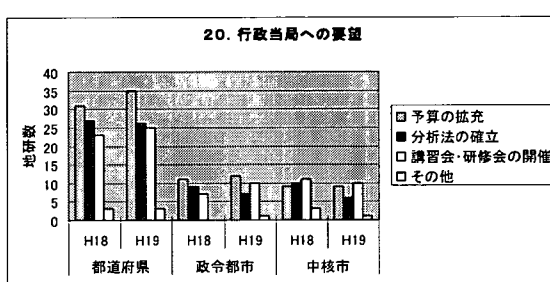
“ある”と回答した地研は24地研でH18よりやや増加したが、“ない”と回答したところも29地研とやや増加した。

18-2. 分析不可の農業等の例

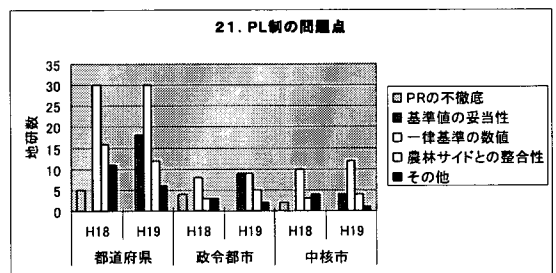
- アセタミプリド、アセテート、イソフェンフォス、イミベンコナゾール、エリスロマイシン、オリザリン、キノメチオネート、キントゼン、ゲンタマイシン、ジコホール、タイロシン、テクナゼンメタミドホス、テルブホス、トリアレート、ナイカルバジシ、ピテルタノール、ピレトリル、ピレトリン、フェンブコナゾール、プロバクロール、メタミドホス、ラサロシド、等。
- 農作物(ニンニク、ショウガ等)や乾燥農産物の一部で回収率が低く、分析不可のものがある。



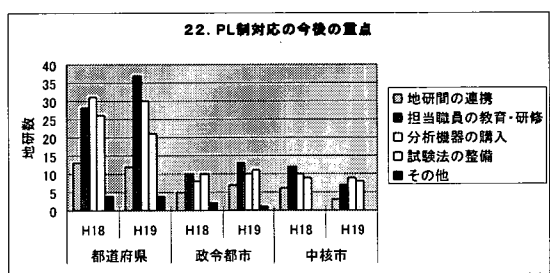
H18より微減の42地研(56.0%)が分析担当者に委ねており、国(国衛試)に委ねると回答している地研がH18の27地研から36地研(48.0%)となった。



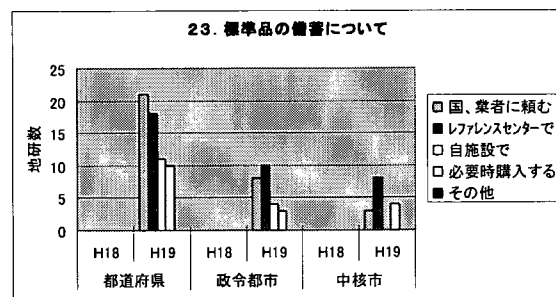
予算の拡充を望むところが56地研(74.7%)とH18より増加、分析法の充実・確立は39地研(52.0%)とやや減少、また、講習会・研修会の開催を望むところは45地研(60.0%)と増加し、いずれも高率になっている。



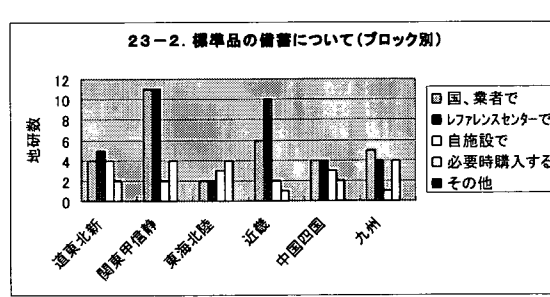
一律基準値について問題視している地研は実に51地研(68.0%)とH18よりさらに増加した。続いて、基準値の妥当性を問題視するところが31地研(41.3%)あった。



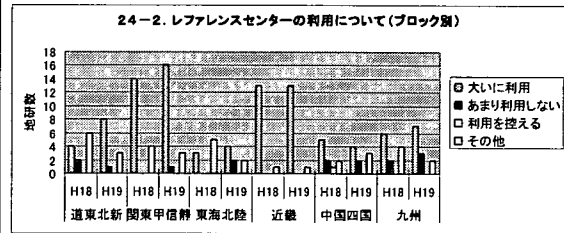
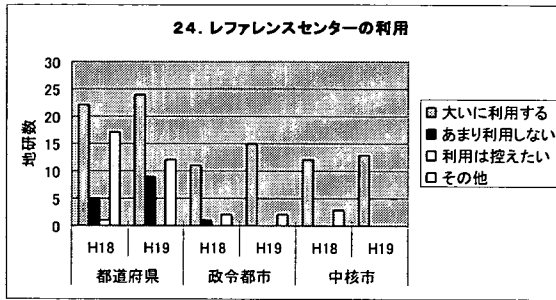
担当職員教育・研修と回答した地研が57地研(76.0%)とH18よりさらに増加し、分析機器の購入が49地研(65.3%)、試験法の改訂整備が40地研(53.3%)と続いた。



レファレンスセンターによる備蓄を望むところが36地研(48.0%)、国、業者による備蓄が32地研(42.7%)と、この両者がそれぞれ全体の約1/3を占めた。

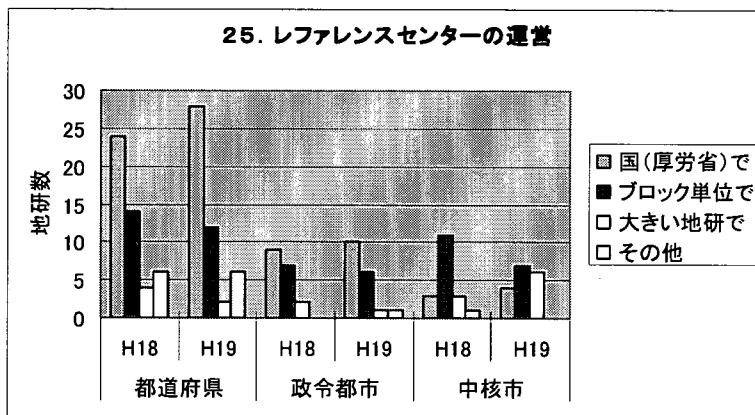


関東甲信静ブロックと近畿ブロックで、国・業者による備蓄またはレファレンスセンターによる備蓄の要望が多い。

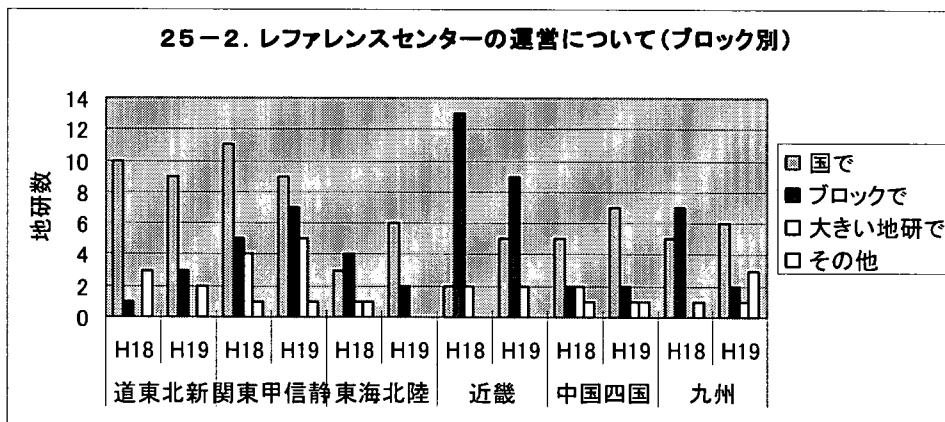


大いに利用したいとする地研がどのブロックでも最も多くなった。

利用を希望する地研が52地研(69.3%)と大半を占め、H18の45地研より増加した。



国(厚労省)と回答したところが42地研(56.0%)とH18の36地研(48.6%)より増加し、地研のブロック単位での回答がH18の32地研(43.2%)から25地研(33.3%)へと減少した。



国による運営希望が最も多く、増加傾向にあるが、ブロックにより事情は異なる。ブロックによる運営希望の多いブロックもある。

厚生労働省科学研究費補助金 地域健康危機管理研究事業
分担研究報告書

分担課題：健康危機管理プロジェクトの組織化と近畿地研ブロックでの連携構築

分担研究者 井端 泰彦 京都府保健環境研究所長

研究要旨：

地方衛生研究所（以下、「地研」という。）は、健康危機事象から住民の健康と生命を守る砦として、その原因究明、拡大防止を担う役割を負っている。

近畿ブロックでは、昨年度、感染症、化学テロ等の健康危機事象に対して検査等の協力を目的とした「健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書」が締結され、地研間における広域連携の強化を図ったところである。

健康危機事象が発生した場合の連携については、自治体内では各々の健康危機管理要綱を定め、近畿の地研間では「健康危機管理における近畿ブロック地方衛生研究所広域連携マニュアル（案）」等により整備されている。しかし、健康危機事象の発生を想定し、地研内部における検体受付から結果判定までの所内体制の整備や組織の機能等を検証した地研は少ない。

そこで本研究では、モデル的な健康危機管理要領（案）（以下、「モデル要領案」という。）を提示し、地研間の連携を含めた訓練を通してモデル要領案の実効性を検証するとともに、問題点や課題を洗い出し、モデル要領として作成した。

今後、このモデル要領を基本にして、各地研の実情に応じた要領を作成・点検して所内体制を整備することにより、健康危機事象発生時に迅速、的確に対応できる組織化が図られるとともに、近畿ブロックで継続的な訓練を行うことにより強固な連携が構築されることが期待される。さらに、このような取り組みが全国に広がることにより、地研の機能充実や連携強化に繋がるものと考えられる。

研究協力機関

滋賀県衛生科学センター、 京都府保健環境研究所、 京都市衛生公害研究所、
大阪府立公衆衛生研究所、 大阪市立環境科学研究所、 堺市衛生研究所、
東大阪市環境衛生検査センター、 兵庫県立健康環境科学研究所センター、
神戸市環境保健研究所、 姫路市環境衛生研究所、 尼崎市立衛生研究所、
奈良県保健環境研究センター、 和歌山県環境衛生研究センター、
和歌山市衛生研究所

A. 研究目的

最近の健康危機事象は、SARS・高病原性鳥インフルエンザ事例等で見られるように、一自治体だけではなく複数の自治体にまたがる発生が見られることがある。近畿ブロックでは、「健康危機管理における近畿ブロック地方衛生研究所広域連携マニュアル（案）」や「健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書」により広域連携は整備されている。しかし、健康危機事象の発生を想定し、地研内部における検体受付から結果判定までの所内体制の整備や組織の機能等を検証した地研は少ない。

そのため、「京都府保健環境研究所健康危機管理要領」に基づいて、毎年健康危機管理訓練を実施している京都府保健環境研究所が中心となり、健康危機事象発生時に求められる機能を発揮するための所内体制や役割等を明記したモデル要領案を提示することにした。

さらに、各地研が健康危機事象発生時に迅速、的確に対応するため、健康危機事象を想定した訓練（微生物・化学物質の探索と検査）を行うことにより、モデル要領案を検証・修正し、各地研の実情に応じた要領を作成・点検するためのモデル要領を作成することを本研究の目的とした。

B. 研究方法

1 要領の整備状況等の把握

モデル要領案を各地研に提示するとともに、次の3点について調査を行った。

- ①モデル要領案に対する意見
- ②独自要領の整備状況について
- ③訓練への参加意向について

なお、モデル要領案とともに京都

府保健環境研究所が作成している健康危機管理委員会運営の手引き（別表1、2）、検体受付マニュアル（資料1）、検査フロー（資料2）を参考として配布した。

2 訓練の実施

(1) 訓練の参加形態

訓練への参加は、各地研の態勢が様々であるため、次の2通りから選択することとした。

- ①未知物資の探索と検査を行う
（以下、「模擬訓練」という。）
地研

- ②既知物質の検査を行う（以下、「検査協力」という。）
地研

(2) 検査内容

検査内容については、次の3通りから選択することとした。

- ①微生物、化学物質両方の検査
- ②微生物だけの検査
- ③化学物質だけの検査

(3) 訓練の概要

ア 模擬検体

微生物は黄色ブドウ球菌、化学物質はヒ素を原因物質とする健康危機事象とし、模擬検体は微生物については嘔吐物を、化学物質については飲み物を想定して調製し、それぞれ10症例の検体とした。

なお、調製した検体は各地研に一律午前10時に到着するよう手配した。

イ 情報

各地研には模擬検体のほか、健康危機事象に係る情報として健康危機の情報（資料3）と患者情報を模擬検体とともに送付した。

ウ 報告

検査協力地研には前述の情報に加え、検査協力要請文（資料4）を同封

し、検査結果を速やかに報告してもらうことにした。

3 訓練後のアンケート調査の実施

訓練終了後、モデル要領案に対する修正意見や課題等についてアンケート調査を実施した。

4 要領の整備

訓練後のアンケート調査結果を踏まえて確定したモデル要領に基づき、各地研の実情に応じた要領を作成・点検するとともに、訓練を通して見えてきた課題や問題点を整理することとした。

(倫理面への配慮)

本研究は個人情報等を含まないもので、個人情報には配慮はしなかった。

C. 研究結果

1 要領の整備状況

本研究を始めるにあたって要領の整備状況について調査を行ったところ、表1のとおりであった。14地研のうち、独自の要領を作成済みであったのは7地研で、本研究を契機に要領を作成する予定であるのは5地研、また、健康危機事象発生時には本庁主導となることから要領は必要としない2地研など、地研により要領の整備状況が異なっていた。なお、この時点でのモデル要領案についての意見はなかった。

表1 要領の整備状況

項目	回答	数
要領の作成	a.要領作成済	7
	b.要領作成の予定	5
	c.作成しない。	2

2 訓練の結果について

訓練の参加状況は表2のとおりであり、模擬訓練は6地研、検査協力は7地研であった。検査は、微生物、化学物質両方を検査したのは9地研、微生物だけは3地研、化学物質だけは1地研であった。

模擬訓練地研は全て順調に未知物質を探索し、目的物の定量までを行った。検査協力地研も順調に検査を行い、その日のうち(微生物は翌日)に結果が報告された。

表2 訓練の参加状況

	機関数	検査項目		
		微生物と化学物質	微生物のみ	化学物質のみ
1 模擬訓練	6	6		
2 検査協力	7	3	3	1
3 不参加*)	1			
計	14	9	3	1

*)他業務との調整不調により不参加

3 訓練後のアンケート調査結果

(1) 地研の所内体制

訓練実施後に行ったアンケート調査結果は表3及び表4のとおりであった。なお、数値には複数回答が含まれている。

ア. 健康危機管理委員会の設置

模擬訓練6地研全てが健康危機管理委員会(モデル要領案で用いた名称、以下「委員会」という。)を設置していた。

また、検査協力7地研中3地研で委員会を設置していた。

イ. 健康危機管理委員会の機能発揮

委員会を設置した9地研のうち、円滑に機能したのが6地研、一部機能しなかったのが3地研であり、全く機能しなかった地研はなかった。

一部機能しなかった理由については、情報の一元管理に若干の不備

があった、マニュアルに具体的記述がないために役割分担の明確な命令指揮ができなかった、容易に原因物質を想定できたとして総合的な解析と記録が行われなかった、情報収集・提供のマニュアルがなく情報の伝達が不十分であったなどを挙げている。

(2) 検査実施

ア. 検体受付

検体受付は、13地研中11地研で円滑に行えたとしていた。

円滑にできなかった理由については、有害な未知検体受付や分取に関するマニュアル不備により検体の移動・保管に手間取った、二次災害防止のための安全設備の不備、所内委員会の立ち上げが遅れた、検査担当者に対する有害性の有無が十分周知されなかったなどを挙げている。

イ. 検査の実施

検査の実施については、14地研中13地研で順調に実施できたとしていた。順調にできなかった理由については、標準品が未整備、簡易測定キットの活用が不十分、スクリーニング測定項目や各種検査法に関する手順書が未整備などを挙げている。

ウ. 検査の優先順位

検査を実施する検体の優先順位については、微生物検査においては12地研中6地研、化学物質検査においては10地研中9地研で優先順位を付けていた。また、両検査とも優先順位を付けていたのは9地研中6地研であった。

優先順位を付けなかった理由については、検体が10検体と多くなかったことを理由としたところが最も多かったが、検査協力地研においては物質が既知であったことから、全検体を一括処

理した地研もあった。

(3) 訓練の必要性について

今までに健康危機事象模擬訓練を実施したことがあるのは14地研中12地研であり、このうち1地研は微生物関係だけの訓練であった。

しかし、多くは他地研が実施した訓練に参加したものであり、独自に訓練を実施したことがあるのは2地研だけで、継続的に実施していたのは1地研だけであった。

モデル要領案に定められた委員会等の機能を検証するための訓練の必要性については、今後とも必要と回答したのは14地研中13地研で、訓練の全体像が分からないことから検査協力で参加した1地研は回答保留であった。

また、微生物に関する訓練については、日常業務として食中毒事件に対応していることから省略してもよいとする意見があったが、微生物、化学物質に限らず職員間の情報共有や他地研との連携強化の観点から意義があるとする意見もあった。

(4) 各種マニュアルの整備

ア. 健康危機管理委員会運営の手引き

「健康危機管理委員会運営の手引き」の整備を必要とする意見は14地研中11地研であったが、保健所等からの指示で検査を実施するため必要がないなどとした地研もあった。

イ. 検体受付マニュアル

「検体受付マニュアル」の整備を必要とする意見は14地研中11地研であったが、これまでの事例で臨機応変な対応をしてきた実績等から必要ないなどとした地研もあった。

ウ. 検査フロー

「検査フロー」の整備を必要とする

意見は、14地研中13地研であったが、保健所等が具体的な検査項目等を決定するため、検査フローの整備は必要ないなどとした地研もあった。

エ. 検査結果の様式

様式については問題がないとしたのは13地研中11地研であったが、測定できたものだけではなくネガティブデータについても測定方法や項目等を記録することが必要、結果報告は速報値と確定値の両報告が必要、結果報告様式の統一などを指摘する意見があった。

また、所独自の様式作成の必要性を感じたとの感想もあった。

オ. その他整備が必要なマニュアル

次のマニュアル等が必要との意見があった。

- ◇ 検体の管理、記録に関するマニュアル
- ◇ 各チームの経過記録だけでなく、全体を集約した地研としての記録作成マニュアル
- ◇ 検体受付・記録に関するマニュアルや結果等各種記録様式の作成
- ◇ 初動態勢に関するマニュアル
- ◇ データベースに関するマニュアル
- ◇ スクリーニング法、通常実施していない毒性物質等の検査に関するマニュアル
- ◇ 情報の収集・伝達に関するマニュアル

(5) モデル要領案に対する意見

モデル要領案についてほとんど意見はなかったが、唯一、健康被害者に対するフォローアップが必要になった場合に、主体的に取り組む保健所への支援に関する項目を追加すべきとの意見があった。

(6) その他の意見等

その他、次のような意見があった。

ア. 訓練全般について

- ◇ 今後、保健所等を含めた訓練を検討する必要がある。
- ◇ 総合的な訓練は2～3年に1度でもよい。
- ◇ 経費の面から、本庁関係課の協力、支援が必要である。
- ◇ マニュアルは作っただけでは完成度が低いことから、実際に訓練で使い、その結果を活かして修正した方がよい。そのためにも、毎年の訓練が必要である。
- ◇ 一部、検体の到着が遅れた問題があった。検体の送付にあたっては、業者任せにするのではなく、送付元がしっかり送付内容を確認しておく必要がある。

イ. 要領等について

- ◇ 当所の要領は、健康危機管理対応マニュアルに含まれ、要領として作成されていないので、今後モデル要領案を参考に当所の要領を作成する必要がある。

ウ. 検査について

- ◇ 健康被害事案は、刑事事件になる可能性もあり、裁判等に耐え得る記述と記録(ネガティブなチャート等)が後日必要になると考える。
また、検査結果だけでなく、それぞれの健康被害に関して検査結果から検出されたものが健康被害の原因であるとした理由、結論に対する附帯条件等があるかなどの考察も必要と考える。
- ◇ 簡易測定キットの過信は危険である。(簡易測定キットではヒ素は検出しなかったが、同時

併行でICP/MSで測定したところヒ素を検出した。)

- ◇ 各種簡易測定キットの特性を把握し、それらの整備を行う必要がある。
- ◇ 検査マニュアルの見直しが必要である。

D. 考察

本研究では、各地研の実情に応じた要領を整備するため、モデル要領案を提示し、訓練を通してその実効性を検証した。

モデル要領案には、健康危機事象発生時の所内体制、原因物質等の検査、情報の収集・整理・共有・提供を行うこと等を明記することとした。特に、方針の決定や情報を一元管理する組織として委員会を位置付けた。また、平常時からの体制整備と教育訓練、検査機器やマニュアルの整備、関係機関との交流・訓練等についても明文化した。

本研究の結果、モデル要領案への問題提起はほとんどなかった。ただ、地研が保健所の後方支援機関としての役割を担っていることから、「保健所への支援に関する項目」の明記が必要であるとの意見があったので、その旨を明示し、モデル要領(資料5)として確定した。

また、訓練を通して、①情報の一元管理、検査の優先順位の決定・指示、検査項目の絞り込み等の機能を所管する委員会の設置が重要である、②要領だけでは地研内の機能が十分発揮できないので、具体的な動きを示す各種マニュアルが必要である、③スクリーニングのための簡易測定キットは有用であるが、検体によっては誤判定が起こる場合があるので、事前にキットの特

性とその適用範囲を把握し整備しておく、④健康危機事象は刑事事件となる可能性もあるため、裁判にも耐え得る記述と記録のための作業手順書を整備し、日常的に訓練しておく必要がある等が明らかになり、これらの課題等については、今後、各地研が必要に応じて整理することが望まれる。

今回の訓練は健康危機事象発生時の対応過程を検証するものであり、実際の対応時の状態を把握する上では、非常に有意義なものであったと思われる。

要領等については、整備するだけではなく、訓練を行うことにより健康危機事象発生時に対応できることを常々検証し、修正することが必要である。そのためには、継続して訓練を実施することが重要であり、その行動は職員の健康危機管理の意識付けにも繋がるものと考ええる。

また、訓練は、いろんな状況を想定した事案に対処するもの、保健所や本庁を含めたもの、さらに自治体内だけでなく健康危機管理に関わる医療機関や中毒センターなどを含めた訓練も必要であると考ええる。

については、これらの内容を地研全国協議会近畿支部に報告するとともに、何らかの形で訓練が継続できるよう提案したいと考えている。

また、今回、検査協力地研には試験的に結果報告を求めたが、「健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定」に関わる細則の中の「健康危機発生に伴う協力要請について(依頼)」には、結果報告様式が定められていないため、各地研からの報告は不統一であった。

そこで、今回、依頼検査結果報告書案(資料6)を作成し、今後の地研間の

連携に役立たせるため、地研全国協議会近畿支部に提案したいと考えている。

E. 結論

地研が健康危機事象発生時に求められる機能を発揮するための健康危機管理に関するモデル要領を確定することができた。

今後、このモデル要領を参考として、各地研の実情に応じた要領を作成・点検するほか、委員会運営マニュアル等必要なマニュアルの整備を進めていくことが必要である。

さらに、要領等を実効性あるものとするためには、いろいろな状況等を想定した訓練や保健所等を含め他行政機関等と連携した訓練を行う必要がある。また、これらを継続することにより、多岐にわたる健康危機事象に対す

る近畿ブロックの広域連携が強化されることと考えている。

なお、今回作成したモデル要領が全国の地研で健康危機に対応するための要領の整備の参考になれば幸いである。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願、登録状況

なし

別表第1

各担当の責任者及び業務内容

担当分野	責任者	業務内容	
		平常時	健康危機事象発生時
総括	所長		○総括責任者 ・事案に応じ健康危機管理委員会の設置と解散の指示
事務総括	○ ○ (事務次長)	○健康危機管理調整責任者 ・健康危機管理に関する事務の調整 ・健康危機事象発生時に要する検査機器、安全防護用具等の整備、調達 ・職員緊急連絡網の整備	○健康危機管理調整責任者 ・関係機関との連絡、調整 ・所内の連絡、調整 ・職員の勤務体制に関する調整 ・情報の一元管理 ・緊急に要する資機材の調達
技術総括	□ □ (技術次長)	○訓練実施時の統括責任者 ・健康危機管理に関する職員研修及び研究会の開催 ・職員の資質向上、調査研究の推進等	・健康危機事象発生時の技術総括
検査班	班 長 (△△課長)	・検査マニュアルの整備 ・標準株、標準品、試薬の整備 ・モニタリングデータ等の活用 ・関係研究機関等との交流	・検査の実施 ・現地調査の実施 ・現地情報の収集 ・原因物質による被害防止等に係る情報収集 ・関係研究機関等との情報交換等 ・検査結果、収集情報等の情報班への報告
情報班	班 長 (××課長)	・健康危機事象発生時体制の立案 ・過去の事例、文献等情報の収集 ・専門家リスト、情報連絡網の構築 ・訓練の企画及び運営 ・事後評価 ・危機管理に関する研修の企画 ・情報管理システムの計画、整備 ・検査台帳、報告書等の様式の整備	・搬入検体の受付、台帳管理 ・情報の一元的整理 ・所内情報及び検査結果の整理 ・健康危機管理委員会への情報の報告 ・各検査班との連絡 ・情報受発信環境の整備、維持管理 ・情報の内部、外部発信（但し、報道機関対応は本庁の担当部署が一括して行う）

別表 2

健康危機管理委員会の構成

委員長	所長
委員長代行	○○（次長又は技術次長等）
委員	△△（次長等） ××（各課長等） □□（健康危機管理関係のプロジェクト責任者等） その他委員長が認める者